

# 大分県環境審議会総合政策部会 報告事項 資料

(令和2年1月22日開催)

## 【報告事項】

- |                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| ①水質部会決議事項について .....   | P | 1 |
| ②自然環境部会決議事項について ..... | P | 2 |
| ③温泉部会決議事項について .....   | P | 8 |
| ④鳥獣部会の決議事項について .....  | P | 9 |



## 水質部会決議事項について

### 1 平成30年度第2回大分県環境審議会水質部会

- (1) 日 時 平成31年2月28日(木) 13時30分～15時30分
- (2) 場 所 大分センチュリーホテル B1F 『琥珀の間』
- (3) 出席者 委員10名(代理出席含む)、事務局等8名
- (4) 議 題 平成31年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
- (5) 審議結果 原案が適当である旨、答申することを決定した。
- (6) 結果概要

#### ①目的

平成31年度の大分県内の公共用水域及び地下水について、大分県、国土交通省、水資源機構及び大分市が水質汚濁の状況を常時監視するために測定すべき水域、測定地点、測定項目等について定める。

#### ②調査水域及び測定地点

公共用水域 54河川111地点、6湖沼12地点、8海域50地点  
 地下水 78地点

#### ③測定回数(公共用水域)

生活環境項目 原則として毎月1回、水質変動の少ない水域については、年6回又は4回  
 健康項目 原則として全水域の代表点で、年1回から年2回全項目実施  
 要監視項目 クロロホルム等31項目について、年1回から2回  
 特定項目 水道水源取水地点近傍等において年4回  
 その他項目 項目に応じて年1回から12回

#### ④測定回数(地下水)

概況調査(新規及び定点) 年1回又は2回  
 汚染井戸周辺地区調査 年2回  
 継 続 調 査 年2回

### 2 根拠法令 水質汚濁防止法

第15条 都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

第16条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画(以下「測定計画」という。)を作成するものとする。

#### 参考:生活環境項目に係る環境基準の達成状況

区 分	30年度			環境基準を達成しなかった水域
	類型指定 調査水域 数	達 成 水域数	達成率 (%)	
河 川 (BOD)	42	38	90.5	伊呂波川、寄藻川、桂川、白杵川
湖 沼 (COD)	2	2	100	
海 域 (COD)	19	17	89.5	豊前地先海域、別府湾中央水域
合 計	63	57	90.5	

## 自然環境部会決議事項について

### 1 自然環境部会の開催結果について

- 日 時 平成31年3月25日（月）15：00～17：00  
場 所 大分県庁舎新館地下22会議室  
出席委員 7名中4名出席  
諮問事項 ①指定希少野生動植物の指定について  
(ウチョウラン・セッコク・ヤマシャクヤク・ブッポウソウ・  
カスミサンショウウオ・オオルリシジミ・ウブギセルガイ)  
②指定希少野生動植物の指定解除について（クロシジミ）

審議の結果、原案が適当との答申を決定した。

### 2 指定及び指定解除の根拠

大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成18年大分県条例第14号。以下「条例」という。）

第9条 知事は、希少野生動植物（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項の国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項の緊急指定種を除く。）のうち、特に保護を図る必要があると認められるものを指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聞かなければならない。

3～5 略

6 知事は、指定をするときは、その旨を告示しなければならない。

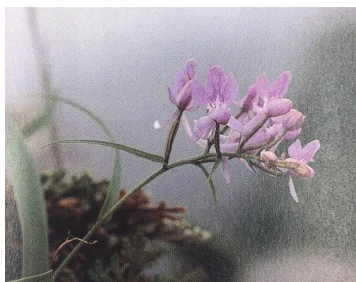
7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 知事は、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき、又は指定を継続することが適当でない と認めるときは、指定を解除しなければならない。

9 第1項から第7項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

### 3 指定案

#### (1) ウチョウラン (ラン科)



出典：荒金 正憲「豊の国 大分の植物誌」佐伯印刷(株)，2003，p412

	ウチョウラン (ラン科)
レッドリスト カテゴリー	大分県 I A 類 環境省 II 類
分布域	県内：耶馬溪・国東丘陵地、英彦山・犬ヶ岳山地、玖珠丘陵地・山地、豊後水道後背地域、大野川上流域 県外：本州(秋田,関東以西),四国,九州(福岡・佐賀・長崎・大分・宮崎・鹿児島)
生育環境	丘陵地や低山地の岩場。
学術的価値	国立・国定公園指定植物 [阿蘇くじゅう、瀬戸内海、耶馬日田英彦山、祖母傾]
減少要因	人による採取

#### (2) セッコク (ラン科)



出典：荒金 正憲「豊の国 大分の植物誌」佐伯印刷(株)，2003，p416

	セッコク (ラン科)
レッドリスト カテゴリー	大分県 II 類 環境省 -
分布域	県内：耶馬溪・国東丘陵地、中津・宇佐低地、英彦山・犬ヶ岳山地、津江山地、豊後水道後背地域、石灰岩地域、大野川上流域、祖母・傾山地、北川上流域 県外：本州,四国,九州(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)
生育環境	丘陵地から山地の常緑広葉樹、針葉樹、落葉広葉樹の樹幹や林内、岩上。
学術的価値	国立・国定公園指定植物 [阿蘇くじゅう、瀬戸内海、耶馬日田英彦山、祖母傾]
減少要因	人による採取

(3) ヤマシャクヤク (キンポウゲ科)



出典：荒金 正憲「豊の国 大分の植物誌」佐伯印刷(株), 2003, p421

	ヤマシャクヤク (キンポウゲ科)
レッドリスト カテゴリー	大分県 IB類 環境省 準
分布域	県内：英彦山・犬ヶ岳山地、津江山地、玖珠丘陵地・山地、九重火山群、由布・鶴見火山群、祖母・傾山地、北川上流域 県外：本州,四国,九州(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)
生育環境	低山地や山地の谷林内。
学術的価値	国立・国定公園指定植物 [阿蘇くじゅう、瀬戸内海、耶馬日田英彦山、祖母傾]
減少要因	人による採取

(4) ブッポウソウ (ブッポウソウ科)



	ブッポウソウ (ブッポウソウ科)
レッドリスト カテゴリー	大分県 IB類 環境省 IB類
分布域	県内：低山の溪流沿いの林に飛来する数少ない夏鳥。 県外：本州, 四国, 九州
生息環境	平地から低山の湖沼や溪流に接するよく茂った森林に生息し、大木の樹洞に営巣する。森林内や農耕地上空で甲虫類やセミ、トンボなどの大型昆虫類を捕食する。
学術的価値	希少鳥獣
減少要因	生息地の減少

(5) カスミサンショウウオ (サンショウウオ科)



	カスミサンショウウオ (サンショウウオ科)
レッドリスト カテゴリー	大分県 II類 環境省 II類
分布域	県内：宇佐市、豊後高田市 県外：本州（近畿・中国地方）四国、九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・鹿児島）
生息環境	雑木林、産卵は谷間の水田・湿地などの止水域
学術的価値	—
減少要因	生息地の減少

(6) オオルリシジミ (シジミチョウ科)



	オオルリシジミ (シジミチョウ科)
レッドリスト カテゴリー	大分県 IA類 環境省 九州亜種IB、本州亜種IA
分布域	県内：(玖珠町, 九重町,) 久住町, (別府市) ※括弧書きは、かつて生息が確認されている地域 県外：本州(東北地方, 中部地帯), 九州(熊本・大分)
生息環境	明るい草原、とくに火山草原。幼虫はクララを食べる。
学術的価値	—
減少要因	人による捕獲

(7) ウブギセルガイ (キセルガイ科)



	ウブギセルガイ (キセルガイ科)
レッドリスト カテゴリー	大分県 I B 類 環境省 II 類
分布域	県内：蒲江町 県外：九州(大分)
生息環境	林内や山麓のがれ場の礫の間や落ち葉の下。
学術的価値	模式標本産地 [蒲江町屋形島]
減少要因	人による捕獲

#### 4 指定解除案

クロシジミ (シジミチョウ科)



	クロシジミ (シジミチョウ科)
レッドリスト カテゴリー	大分県 I B 類 環境省 I B 類
分布域	県内：前津江村、日田市、天瀬町、本耶馬溪町、耶馬溪町、安心院町、山香町、九重町、別府市、湯布院町、庄内町、大分市、久住町、竹田市、宇目町 県外：本州,四国,九州(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島),対馬
生息環境	草原疎林や荒れ地、堤防草地など。
学術的価値	指定希少野生動植物
現況	最近 10 年間の、県 RDB 見直し調査および情報確認の結果、個体数の減少や生息地の著しい悪化などはなく、二次的な乾燥草原草地での発生も確認され、分布域は県下広域である。



## 5 指定による行為の制限等

- ・ 個体の所有者等は、希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体を適切に取り扱うように努めなければならない（条例第10条）
- ・ 許可なく捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下、「捕獲等」）をしてはならない（条例第12条）
- ・ ただし、学術研究、繁殖、教育など指定種の保護に資すると認められる目的で捕獲等をする場合は、知事の許可を受けて行うことが出来る（条例第14条）
- ・ 条例に違反して捕獲等をした種の個体（加工品を含む。）の所持、譲渡し、譲受けをしてはならない（条例第13条）
- ・ 違反した場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の罰則に処する（条例第40条）

## 6 指定までのスケジュール

平成31年3月13日	大分県環境審議会長への諮問
平成31年3月25日	大分県環境審議会の開催
平成31年4月16日	指定案の告示・縦覧（14日間）
令和元年5月31日	指定の告示 （周知期間）
令和元年7月1日	指定告示施行

## 7 現在の指定状況

指定希少野生動植物35種（植物21種、動物14種） 令和元年11月5日現在

	分類群	科名	種名	カテゴリー		指 定 日 年 月 日	施 行 日 年 月 日
				県	環境省		
植物	種子植物	ユリ科	タマボウキ	I A	I B	H18.12.26	H19.4.1
			ヒメユリ	I A	I B	H18.12.26	H19.4.1
		イラクサ科	チヨクザキミズ	I A	I B	H18.12.26	H19.4.1
		ニシキギ科	ナガバヒゼンマユミ	I A	I A	H18.12.26	H19.4.1
		イワタバコ科	イワギリソウ	I A	II	H18.12.26	H19.4.1
		キク科	ヒゴタイ	I B	II	H18.12.26	H19.4.1
			イワギク	I A	II	H20.3.28	H20.7.1
		ラン科	ナゴラン	I A	I B	H20.3.28	H20.7.1
			クマガイソウ	I A	II	H30.8.7	H30.11.1
			トキソウ	I B	準	H30.8.7	H30.11.1
			ウチョウラン	I A	II	R元.5.31	R元.7.1
			セッコク	II	掲載なし	R元.5.31	R元.7.1
		ナデシコ科	オグラセンノウ	I A	II	H21.3.31	H21.7.1
		キキョウ科	ヤツシロソウ	I A	I B	H22.3.31	H22.7.1
		キンポウゲ科	フクジュソウ	I A	掲載なし	H28.7.29	H28.11.1
			オキナグサ	II	II	H28.7.29	H28.11.1
			ヤマシャクヤク	I B	準	R元.5.31	R元.7.1
ヒルムシロ科	カワツルモ	I B	準	H29.8.22	H29.12.1		
シダ植物	ホウライシダ科	ホウライクジャク	I A	I B	H18.12.26	H19.4.1	
		オトメクジャク	I B	I B	H21.3.31	H21.7.1	
蕨類	ミズゴケ科	オオミズゴケ	準	準	H18.12.26	H19.4.1	
動物	鳥類	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	I B	I B	R元.5.31	R元.7.1
	両生類	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ	II	II	R元.5.31	R元.7.1
	魚類	ハゼ科	クボハゼ	I B	I B	H26.5.7	H26.9.1
		ハゼ科	チクゼンハゼ	I B	II	H26.5.7	H26.9.1
	大型水生甲殻類	カブトガニ科	カブトガニ	I B	I	H18.12.26	H19.4.1
	昆虫類	タテハチョウ科	オオウラギンヒョウモン	I B	I A	H18.12.26	H19.4.1
		シジミチョウ科	オオルリシジミ	I A	I B	R元.5.31	R元.7.1
		トンボ科	ハッコウトンボ	I A	掲載なし	H24.3.30	H27.7.1
	陸・淡水産貝類	ミズゴマツボ科	オンセンミズゴマツボ	I A	I	H22.3.31	H22.7.1
		ムシオイガイ科	オナガラムシオイガイ	I B	I	H27.3.31	H27.7.1
		キセルガイ科	オオイタシロキセル	I B	I	H28.7.29	H28.11.1
		ムシオイガイ科	ハブタエムシオイ	掲載なし	掲載なし	H28.7.29	H28.11.1
		キセルガイ科	タケノキセル	I A	I	H29.8.22	H29.12.1
			ウブギセルガイ	I B	II	R元.5.31	R元.7.1

## 1. 温泉部会決議事項について

(平成31年2月22日～令和2年1月22日)

### ○第407回部会

日時 平成31年3月26日(火) 13時30分～16時25分  
場所 大分県庁舎 別館84会議室  
出席委員 7名中7名出席  
議事及び  
審議結果 1 温泉掘削等許可申請に関する審議  
25件(新規掘削3件、代替掘削9件、増掘1件、動力装置8件、  
審議保留4件)  
20件に許可が適当、5件に審議保留との答申を決定した。

### ○第408回部会

日時 令和元年5月21日(火) 13時30分～15時30分  
場所 大分県市町村会館 61会議室  
出席委員 7名中7名出席  
議事及び  
審議結果 1 温泉掘削等許可申請に関する審議  
18件(新規掘削1件、代替掘削5件、増掘2件、動力装置5件、  
審議保留5件)  
12件に許可が適当、1件に継続審議、5件に審議保留との答申  
を決定した。

### ○第409回部会

日時 令和元年7月23日(火) 13時30分～16時30分  
場所 大分県庁舎 別館B11会議室  
出席委員 7名中7名出席  
議事及び  
審議結果 1 おおいた温泉基本計画の進捗について(報告)  
おおいた温泉基本計画の関係指標についての進捗状況を事務局から  
報告し質疑を行った。  
2 温泉掘削等許可申請に関する審議  
19件(新規掘削5件、代替掘削5件、増掘1件、動力装置2件、  
継続審議1件、審議保留5件)  
11件に許可が適当、3件に継続審議、5件に審議保留との答申  
を決定した。

### ○第410回部会

日時 令和元年10月1日(火) 13時30分～17時10分  
場所 大分県庁舎 別館84会議室  
出席委員 7名中6名出席  
議事及び  
審議結果 1 温泉掘削等許可申請に関する審議  
22件(新規掘削2件、代替掘削6件、動力装置6件、継続審議  
3件、審議保留5件)  
14件に許可が適当、3件に継続審議、5件に審議保留との答申  
を決定した。

### ○第411回部会

日時 令和元年11月26日(火) 13時30分～16時00分  
場所 大分県庁舎 別館84会議室  
出席委員 7名中7名出席  
議事及び  
審議結果 1 温泉掘削等許可申請に関する審議  
12件(代替掘削2件、動力装置2件、継続審議3件、審議保留  
5件)  
6件に許可が適当、1件に継続審議、5件に審議保留との答申を  
決定した。

## 鳥獣部会決議事項について

(平成31年2月22日～令和元年1月22日)

### ○令和元年度第1回鳥獣部会

- ・日 時 令和元年9月3日(火) 9時55分～10時30分
- ・場 所 大分県庁舎本館8階 81会議室
- ・出席委員 7名中7名出席
- ・議事及び審議結果
  - 【議案】「沖黒島鳥獣保護区特別保護地区について」
    - ・沖黒島鳥獣保護区特別保護地区(佐伯市)の指定期間(10年)が令和元年10月31日で満了するにあたって、11月1日以降、10年間の指定期間をもって指定(再指定)を行ってよいか鳥獣部会で審議した。
  - 【決議事項】
    - ・令和元年11月1日～令和11年10月31日までの10年間、沖黒島鳥獣保護区特別保護地区として指定することは適当である。